

(旧) 給料の調整額の取扱要項

この要項は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第 10 条第 1 項及び(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の給料の調整額に関する細則（以下「旧給与調整額細則」という。）第 2 条に定める給料の調整額の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

1 給料の調整額の決定

(1) 大学院研究科を担当する教員及び大学院研究科の指導に従事する助教(大学院研究科の担当発令が出ているものに限る(大学院連携教員は除く。))ならびに大学院共通教育科目を担当する教員のうち、以下の要件に該当すること。

ア 旧給与調整額細則別表 1 (2) (4) で定める調整数 1 及び 2 の給料の調整額の決定に当たっては、各研究科履修の手引き教員一覧等(以下「教員一覧等」という)により給料の調整額の適用条件を確認すること。

イ 旧給与調整額細則別表 1 (1) で定める調整数 3 の給料の調整額の決定に当たっては、研究指導等一覧表(様式 1)により給料の調整額の適用条件を確認すること。

ウ 旧給与調整額細則別表 1 (5) で定める調整数 1 の給料の調整額の決定に当たっては、教員一覧等により給料の調整額の適用条件を確認すること。

エ 旧給与調整額細則別表 1 (2 の 2) で定める調整数 2 の給料の調整額の決定は、高等教育推進機構教授会で承認された学生へ配布する履修要項の大学院共通教育科目担当教員一覧(以下「大学院共通教育科目担当教員一覧」という)により給料の調整額の適用条件を確認し、かつ高等教育推進機構長からの内申に基づき、大学院博士後期課程で主任として、学生に対する研究指導に従事する大学院担当教員と同等の職務に従事すると特に理事長が認めること。

オ 旧給与調整額細則別表 1 (4 の 2) で定める調整数 1 の給料の調整額の決定に当たっては、大学院共通教育科目担当教員一覧により給料の調整額の適用条件を確認すること。

(2) 職員に給料の調整額の決定を通知する場合は、発令通知書(別表 3 の例による)を用いて行うものとする。

(3) 発令通知書の内容を、別表 1 の例により人事履歴書へ登録するものとする。

2 留意事項

(1) 調整数 3 の給料の調整額を支給する教員の取扱い

ア 研究指導、論文指導(1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「研究指導等」という)を行う学生には、留学、休学及び停学中のものを含まない。

イ 2以上の研究科の学生の研究指導等を担当する場合には、当該教員が研究指導を担当する学生の合計人数により、調整数を決定するものとする。

また、獣医学を履修する研究科及びそれ以外の研究科の学生の研究指導等を担当する場合における調整数3を支給する要件となる研究指導等学生の人数については、当該教員の研究科が獣医学を履修する研究科にあつては6人以上、それ以外の研究科にあつては5人以上とすること。

ウ 上記(1)のイにより給料の調整額を支給する教員について調整数3の給料の調整額を支給する場合にあつては、所要の人数の学生に対する研究指導等を行う必要があるので注意すること。

(2) 大学院研究科に従事する助教のうち、次に該当するもの

ア 次の一に該当する助教で、大学院の研究科における学生に対し、現に教授又は准教授を助けて学生を直接指導する複雑困難の度の高い業務に従事するものであること。

ただし、助教としての在職期間が6月に満たないものは、原則として除外する。

(ア) 博士の学位を有する者

(イ) 博士の学位を有する者に匹敵する研究業績を有する者（原則として、修士課程終了後5年以上の研究歴を有する者又は大学（短期大学を除く。）卒業後8年（医大卒業者又は獣医学専攻修了者にあつては6年）以上の研究歴を有する者のうちから選考するものとするが、研究業績の特に優れていると認められる者については、この限りではない。）なお、上記の「研究業績の特に優れていると認められる者」とは、研究歴が上記基準には1年程度満たないが、研究業績が顕著に優れ博士の学位を有する者に匹敵すると認められる者、又は研究歴の年数は、更に短いが研究業績が極めて顕著に優秀であり博士の学位を有する者に匹敵すると認められる者をいう。

3 給料の調整額の支給の停止及び職務復帰等による支給の開始等

(1) 支給の停止

次の期間については、支給を停止するものとする。

ア 休職又は停職により職務に従事しない期間

イ 在外研究員及び内地研修員等の長期研修、結核性疾患の命令による療養及び私傷病の療養等（以下「在外研究等」という。）により引き続き90日を越えた日以降の期間。なお、期間の計算は在外研究等の命令等の日から起算し、勤務を要しない日及び休日を含めて行うものとする。

(2) 在外研究等による調整額の支給停止及び在外研究等から復帰し支給要件を満たす場合の調整額の支給については次によるものとする。

ア 年度の初めから（当該年度の前年から引き続く場合を含む。以下同じ。）当該年度末日までの在外研究等の場合は、当該年度の初めから支給しない。したがって、当該年度の前年から引き続く在外研究等の場合で、その在外研究等の日から90日の期間が当該年度にかかるときでも、当該年度は年度当初から支給しない。

イ 年度の初めから当該年度の途中まで在外研究等の場合は、当該年度は在外研究等の日から90日を超過したときに支給を停止し、復帰したとき（在外研究等

の命令期間中に復帰した場合は、命令変更を行わない限り命令期間が終了したとき)に支給を開始する。

- (3) 年度の途中から担当を命じ調整額を支給する場合は、3に指定する支給要件を満たすことが必要である。

4 継続支給者の取扱い

- (1) 前年度から引き続いて大学院研究科の担当による給料の調整額を支給する場合には、年度当初に1の(1)の例により支給要件を確認のうえ支給するものとする。
- (2) 前年度から引き続いて大学院研究科の指導による給料の調整額の支給対象となる助教の年度当初における給料の調整額は、1の(2)の例により支給要件を確認のうえ支給するものとする。

5 年度の途中で新たに大学院研究科の担当等を命ぜられた場合の取扱い 給料の調整額を決定するときは、次によるものとする。

- (1) 大学院研究科を担当する教員
1の(1)の例により支給要件を確認のうえ支給するものとする。
- (2) 大学院研究科の指導に従事する助教
3(3)に該当した場合は、1の(1)の例により支給要件を確認のうえ支給するものとする。

6 確認書類等の保管

給料の調整額の支給状況を把握するために次の書類を保存すること。

- (1) 大学院研究科を担当する教員
- | | |
|-----------------|----|
| ア 当該年度の教員一覧等 | 3年 |
| イ 研究指導等一覧表(様式1) | 3年 |
- (2) 大学院研究科の指導に従事する助教
当該年度の教員一覧等 3年

7 用語の定義

旧給与調整額細則別表第1に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「大学院研究科担当教員」とは大学院研究科の担当を命ぜられているもの及び大学院共通科目を担当する教員のうち理事長が特に認める教員を言う。
- (2) 「大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの」とは、大学院博士後期課程又は獣医学を履修する博士課程の学生を担当する研究指導等教員のうち、5人以上(獣医学を履修する博士課程にあっては6人以上)の学生を担当する者をいう。

別表 1

区 分	発 令 文
1 大学院研究科の担当等の発令と同時に給料の調整額を支給する場合	調整数〇の給料の調整額を給する
2 調整数の異なる給料の調整額を支給する場合	給料の調整額の調整数〇を調整数△に改訂する
3 大学院研究科の担当等を免ずる発令と同時に給料の調整額を支給しなくなる場合	給料の調整額は支給しない
4 大学院研究科の担当を命ぜられている教員に、給料の調整額を支給する場合	大学院〇〇研究科担当による調整数〇の給料の調整額を給する
5 大学院研究科の担当を免じないで、給料の調整額を支給しなくなる場合	大学院〇〇研究科担当による給料の調整額は支給しない
6 大学院研究科の指導を命ぜられている助教に給料の調整額を支給する場合	大学院〇〇研究科における学生の指導による調整数1の給料の調整額を給する
7 大学院研究科の指導を免じないで、給料の調整額を支給しなくなる場合	大学院〇〇研究科における学生の指導による給料の調整額は支給しない
8 高等教育推進機構の開設する大学院共通教育科目を担当し調整額を支給する場合	高等教育推進機構における大学院共通教育科目担当による調整数〇の給料の調整額を支給する
9 高等教育推進機構の開設する大学院共通教育科目を担当しなくなる場合	給料の調整額は支給しない

別表 2

区 分	発 令 文
1 大学院研究科の担当発令	
(1) 大学院研究科の担当を命ずる場合	大阪府立大学大学院〇〇研究科の担当を命ずる
(2) 大学院研究科の担当を免ずる場合	大阪府立大学大学院〇〇研究科の担当を免ずる
2 大学院研究科の指導発令	
(1) 大学院研究科の指導を命ずる場合	大阪府立大学大学院〇〇研究科における学生の指導を命ずる
(2) 大学院研究科の指導を免ずる場合	大阪府立大学大学院〇〇研究科における学生の指導を免ずる

別表 3

発 令 方 法	発 令 文
該当月の給与明細書備考欄を使用	和暦で発令年月日 調整数〇